

# CATHOLIC KYOTO DIOCESE

Catholic Chancery Office  
Kawaramachi Sanjo Agaru  
Nakagyo-ku, KYOTO,  
604-8006 JAPAN  
TEL: -81-75-211-3025  
FAX: -81-75-211-3041

カトリック京都司教区  
〒604-8006  
京都市中京区河原町三条上ル  
TEL:(075)211-3025  
FAX:(075)211-3041  
e-mail:curia@kyoto.catholic.jp

PROT.N.KDO.13-2012

司祭・奉献生活者・信徒の皆様へ

## 典礼・秘跡に関する確認事項

+ 主の平和

皆様には、日々、福音宣教にお励みのことと思います。大塚司教の指示のもと、典礼・秘跡に関する確認事項をお送りいたします。内容をよくご確認の上、神の民としての真の一致が保たれるよう皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

### ① 【ブロック・小教区における典礼奉仕者の養成指針】

集会司式者、聖体授与の臨時の奉仕者の養成は、「ローマ・ミサ典礼書の総則」、儀式書「ミサ以外の聖体拝領と聖体礼拝」、典礼秘跡省指針「あがないの秘跡」、教区の指針に基づいて、教区典礼委員会、ブロックが連携して行います。

また、2012年より、典礼委員会主催で典礼研修会を毎月1回、養成の一環として行います。奉仕者の方々に参加を呼び掛けてください。

### ② 【司祭不在のときの主日の集会祭儀の真正な実施と状況の把握】

集会祭儀は、「ミサ以外の聖体拝領と聖体礼拝」、「あがないの秘跡」、2009年8月4日の教区の指針「司祭不在のときの主日の集会祭儀について」(Kyo.Prot.N.73/2009)に沿って、真正に必要な場合に実践します。しかし、集会祭儀は、あくまでも補助的性格をもつものであって、主日のミサに代わるものではありません。(司祭不在のときの主日の集会祭儀指針21、22 あがないの秘跡 162～167)

今年度より、ブロックにおいてミサ及び集会祭儀の実施状況を報告してもらうことになりました。これは、ミサ及び集会祭儀の実施に関する権限の唯一の保持者である教区司教が、各々ブロック・小教区の状況を把握し、司祭によって適正な司牧がなされるように促すためのものです。

### ③ 【聖体授与の通常の奉仕者】

聖体授与の通常の、即ち本来の奉仕者は、司教・司祭・助祭です。ミサのときの聖体を授与することは司式司祭、臨席する司祭の務めです。ミサの中で「聖体授与の臨時の奉仕者」が奉仕するのは、司祭が病気や高齢やその他の真正な理由で行うことができないとき、あるいは、聖体拝領によってミサが過度に長引くときのみで、多少長引くという程度では十分な理由になりません(あがないの秘跡 158)。

したがって、司祭は、それ以外の理由で、信徒が常習的に、ミサ中聖体授与の奉仕をすることがないように指導してください。

④ 【**典礼における奉仕者の選任と養成**】

典礼における集会司式者、聖体授与の臨時の奉仕者の選任には条件があり、絶えず適切な養成をする必要があります(司祭不在のときの主日の集会祭儀指針 30、31 あがないの秘跡 46)。

ただし、これらの奉仕職は、すべての信徒が実践できるようにしなければならない性質のものではありません(あがないの秘跡 40)。信徒の養成を目的にこれらの奉仕職に選任することのないようにご留意ください。

⑤ 【**ミサでの両形態の拝領について**】

ミサで両形態の拝領を行う場合は、ローマ・ミサ典礼書総則、及び教区からの文書「ミサでの両形態の拝領について」(PROT.N.KDO.54-2009) に基づいて適正に行ってください。

⑥ 【**ゆるしの秘跡と共同回心式について**】

ゆるしの秘跡において、罪のゆるしを得るためには、司祭に個別に罪を告白し、個別に罪のゆるしを得ることが必要です。個別の罪の告白を行わないで罪のゆるしを得る方法(一般赦免)は、「物理的に、あるいは精神的」に告白ができない、死の危険にある場合のほかは、非常に重大な必要がある場合であっても教区長の許可なしには行うことはできません(ゆるしの秘跡、諸言 31、32)。

一般的に小教区などで行われている共同回心式においては、必ず個別告白と個別赦免を行うようにしてください。

⑦ 【**女性の侍者の祭壇奉仕について**】

女性の侍者の祭壇奉仕は 2012 年 4 月 1 日付の教区からの文書(Kyo.Prot.N.26 /2012)によって、正式に確認されています。

⑧ 【**教区からの説明**】

地区・ブロック間、また修道会における典礼・秘跡に関する誤用、不一致は信徒を混乱させ、共同宣教司牧の推進を妨げます。つきましては必要な場合、教区から典礼委員会を通じて、適宜、地区・ブロックなどへ典礼全般について説明に何うようにしていきます。

尚、教区からの文書は、今回、②⑤⑦の文書は同封しておりますが、教区のホームページからもダウンロードできます。ご不明な点があれば、教区本部事務局の北村神父までお問合せ下さい。

2012 年 4 月 1 日  
カトリック京都司教区  
本部事務局 北村善朗